



令和2年度の配当率が決定しました
(保険期間:令和2年1月1日~12月31日)

グループ保険配当率

医療保障保険配当率

約**47.2%**

約**45.6%**

マリアス制度内容動画配信中！



海上保安庁

本 庁 秘 書 課
大 学 校 総 務 課
学 校 人 事 厚 生 課
管 区 本 部 厚 生 課

契約代表者:公益財団法人 海上保安協会

令和2年度の保険金等のお支払い状況

※令和2年1月1日～12月31日までのお支払い分です。()内は前年度数値です

※認可特定保険の件数は入院給付金に手術給付金を加えた件数です

制度	お支払い件数		お支払い金額	
グループ保険	32件	(29件)	27,800万円	(21,900万円)
医療保障保険 (認可特定保険を除く)	535件	(587件)	3,740万円	(4,382万円)
医療保障保険 (認可特定保険に限る)	800件	(935件)	4,680万円	(5,536万円)
三大疾病保障保険	30件	(39件)	9,790万円	(11,320万円)
団体傷害保険				
内 各種事故のケガの補償(個人型)	155件	(156件)	1,540万円	(1,258万円)
内 各種事故のケガの補償(夫婦型・家族型)	523件	(590件)	4,558万円	(5,050万円)
内 交通事故等のケガの補償(個人型)	6件	(0件)	318万円	(0万円)
内 交通事故等のケガの補償(夫婦型・家族型)	7件	(10件)	396万円	(319万円)
内 自転車型	21件	(25件)	175万円	(180万円)
疾病医療上乗せ保険	144件	(151件)	1,404万円	(1,451万円)
長期所得補償保険	5件	(7件)	1,046万円	(923万円)

皆さまからいただいた保険料から、多くの仲間への保険金、給付金のお支払いをさせていただくことができました

※グループ保険、医療保障保険は1年毎に別々に収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。配当率はお支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点で確定していません。認可特定保険、三大疾病保障保険、団体傷害保険、疾病医療上乗せ保険、長期所得補償保険には配当金はありません。制度内容の詳細はパンフレットをご参照ください。

【お知らせ】損害保険の診断書提出基準が変更されます。

ご加入者の皆様の利便性向上のため、令和3年4月より保険金請求時に診断書が必要となる基準が変更となります。

診断書提出基準	変更前	変更後
団体傷害	保険金のご請求額が 10万円以上 の場合	保険金のご請求額が 30万円以上 の場合
疾病医療上乗せ	保険金のご請求額が 10万円以上 の場合、 以下①②の代替書類の提出により省略可 ①入院・通院・手術状況申告書(疾病用) ②入通院期間が記載された医療機関発行領収書	保険金のご請求額が 30万円以上 の場合、 以下①②の代替書類の提出により省略可 ①入院・通院・手術状況申告書(疾病用) ② 診療明細書(写) ※医療機関で無料で発行されます。

【ご注意】診断書の提出省略が可能な場合でも、ご請求の内容によっては傷病名、治療内容などの確認のため診断書のご提出をお願いする場合がございます。

人事異動等に伴うマリアスの手続きについて

- ◆当庁内での異動：特段手続きはありません。
 - ◆他省庁へ出向される方：「出向者関係変更届(国内・国外用)」の提出をお願いします。
 - ◆退職される方：「退職者関係変更届」の提出をお願いします。
- ※マリアス保険料の引去口座(給与口座等)を変更される方は海上保安協会に連絡をして変更のお手続きをお願いします。

手続き用紙はマリアスWebサイトからプリントしてご提出ください！

【サイトのアクセス方法】 ※インターネット環境があればどこからでもアクセス可能
海上保安協会ホームページトップにある運営事業の「団体保険マリアス(加入者専用)」からアクセス
又は <https://www.group-welfare.jp/CGI/marias/login/login.cgi> に接続 (パスワード:19480512)